【登録に関する質問】

No	Q	A	備考
1	地域等を限定した対象者に研修を実施する場合も登録が必要ですか。広く周知し、受講の機会を増やすという目的であれば、載せる必要はないと考えています。	データベースへの登録は、 『メタボリックシンドロームに着目した健診・保健指導担当者の資質向上推進事業の実施について』 （平成30年2月16日付け　健発0216第6号　２の（４）） に基づき、積極的な活用が望まれます。 なお、登録された情報は研修終了後も過去の履歴として残るため、研修受講者自身あるいは都道府県・医療保険者・関係団体等が、受講する（受講した）研修がガイドラインに基づく研修であるかどうかの確認をすることができます。また、都道府県・医療保険者・関係団体等は、保健指導実施者の保健指導技術の質の担保を図る役割があり、研修情報を登録することでその実績を示すことが可能と考えます。 対象者に条件がある場合には、ｉｎｐｕｔシートや研修の詳細プログラムに明記してください。	H21.3登録 H30.3更新